

## 第10回広島市有償運送運営協議会会議録（要旨）

---

日 時：令和2年8月14日（金） 14：00～15：00

場 所：広島市役所2階講堂

出席委員：堀田委員（広島文化学園短期大学保育学科特任教授）

張委員（広島大学大学院国際協力研究科教授）

橋本委員（公益財団法人広島市老人クラブ連合会会長）

完田委員（社会福祉法人広島市社会福祉協議会事務局地域福祉推進課地域福祉係長）

辻委員（一般社団法人広島県タクシー協会広島支部支部長）

松藤委員代理（株式会社全国介護タクシー協会広島支部会員代表 幸城委員の代理）

山本委員（全国交通運輸労働組合総連合広島県支部会長）

遠北委員（中国運輸局広島運輸支局首席運輸企画専門官）

間所委員代理（広島市健康福祉局次長 谷委員の代理）

古池委員代理（広島市道路交通局都市交通部長 西原委員の代理）

傍聴人：なし

---

### 1 議題1：会長の選出について

委員の互選により、堀田会長の再任が決まった。

### 2 議題2：福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について

#### (1) 事務局（尾田地域福祉課課長補佐）による説明

- ① 資料2により、自家用有償旅客運送の現況等を説明
- ② 資料3・4により、特定非営利活動法人さわやかあ広島の自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新登録申請の概要を説明
- ③ 資料5により、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録申請に係る広島市の意見を説明

#### (2) 協議・質疑応答

- （橋本委員）福祉有償運送制度は、これからの高齢化社会に必要な制度であり、周知や拡充が必要ではないか。
- （事務局）本制度は、バス・タクシー等の公共交通によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されない場合を前提として、公共交通を確保する趣旨からNPO法人等によるボランティア輸送を認められたものです。広島運輸支局も、道路運送法上の許可（法4条）を受けたバス・タクシー等の輸送サービスの活用が原則であるべきとしており、多くの交通サービス提供者がいる本市においては、こうした前提要件を満たすことは容易ではないことから、制度の活用が積極的に進んでいないものと認識しています。
- （堀田会長）事務局（広島市）において本制度の周知は行っていると思うが、本制度の前提要件をクリアすることが容易でないことから、（平成18年以降の）新規申請がない状況である。

以上の協議・質疑応答の後、堀田会長は、本件協議について以下のとおり委員に諮った。

「特定非営利活動法人さわやかあ広島」による福祉有償運送については、運送の区域を、「原則、安佐南区とすること」とし、運送の対象者が、「安佐南区に在住する者を中心とした構成となっていること」を条件として附して、協議が調ったということとしたいと思うが、いかがか。

出席委員は、これを異議なしとした。

### 3 議題3 : その他

各委員からそれぞれの団体の現状に係る報告や福祉有償運送に係る情報交換を行った。

○（辻委員）旅客運送については、バス・タクシー等の公共交通が原則であることを御理解いただきたい。

タクシー協会においては、新型コロナウイルス感染症の影響で少しペースが落ちているが、トヨタ自動車が発売したジャパンタクシーという車いすのまま乗車できるタクシー専用車両の普及や、乗務員のユニバーサルドライバー研修の受講を進めている。

○（松藤委員代理）全国介護タクシー協会においては、ここ数年で高齢者の介護タクシーの利用は増えてきていると認識している。当初は、介護タクシーが事業として成り立つのかという心配もあったが、現在ではやってよかったと思っている。現在は、コロナ禍で各事業主が苦労しているが、これを乗り越えて、高齢者のために頑張っていきたい。

→（堀田会長）利用者は、通院目的が多いのか。

→（松藤委員代理）ほとんどが通院利用である。介護をする家族と共に車いすのまま利用されるケースが増えている。

○（山本委員）乗務員の立場としては、通常のタクシーの乗務員は、介護タクシーの乗務員と異なり、法律により乗客の介助行為ができないため、サービスが悪いと受け止められてしまうことに苦慮している。こうした制度については、行政や事業者において周知をしてもらいたい。

さわやかあ広島の今回の申請内容については、これで成り立つのかという心配はあるが、事故のないように実施してもらいたい。

○（遠北委員）平成30年12月に新しいガイドラインが出ているが、前回（平成29年度）の協議会から大きな制度改正はない。

平成29年度の協議会の際に公共交通空白地とはどのようなものかと御質問があったが、新しいガイドラインにおいては、公共交通空白地は、広島運輸支局が距離、人口等により一律に決めるものではなく、交通事業者の状況等を加味した上で、協議会で議論して決めていただくものとされている。

先ほどもお話があったとおり、運送は4条事業者（バス、タクシー等）が行うことが原則であり、福祉有償運送は過疎地や中山間地など4条事業者がない地域ほど普及が進んでいる。

通常の法人タクシーの場合でも介護士資格を取得すれば、介助行為が可能である。

→（堀田会長）全国的に福祉有償運送は増えているのか。

→（遠北委員）制度開始後はかなり増えたようだが、広島運輸支局ではここ2～3年はほとんどが更新申請であると認識している。

○（完田委員）地域住民、NPO、ボランティア団体等の市内27団体が、介護予防・日常生活支援事業として住民主体型生活支援訪問サービスを実施しており、このサービスの一つとして、通院や買い物時の無償の送迎を行う団体もある。このサービスは介護保険事業で、対象者が要支援1・2と基本チェックリスト該当者に限定されていることから、まだ活動団体は数団体とあまり多くはない。

また、地域活動としては通いの場などがあるが、新型コロナウイルス感染症の影響で3密の回避など苦勞されているようである。

○（橋本委員）先ほどのタクシーと介護タクシーの違いについて、知っている方は少ないと思う。これから高齢者や介護を必要とする方が増えてくる中で必要な情報であると思うので、例えば老人クラブに囚入りのチラシを配っていただくなど、各種団体と連携して情報提供をお願いしたい。

○（古池委員代理）広島市道路交通局では、中山間地域の公共交通サービスがあまり行き届いていない地域において、地域住民が主体となって地域の事業者とともに乗合タクシーを実施する事業を支援している。

自家用有償運送という仕組みは、過疎地などの交通事業者によるサービスが行き届かないような地域において、生活交通を確保するためのものと認識している。

少子高齢化の中、交通事業者においてもドライバー不足などの課題も生じている。

こうした中、自家用有償運送制度は、地域内事業者と連携してお互いが助け合う仕組みで運営するという事例も全国的に出てきているので広島市でも参考としたい。

○（張委員）3月からは新型コロナウイルス感染症に関して、世界中の交通研究者と対策を検討している。広島市では新型コロナウイルス感染対策としてのサポートが何かあるか。

→（古池委員代理）広島市では、新型コロナウイルス感染症対策として、7月の補正予算において、国の臨時交付金を活用して交通事業者に対して利用促進のための予算措置をしている。

→（張委員）さわやかあ広島では新型コロナウイルス感染の影響は何かあったか。影響の長期化が見込まれる中で、感染予防や事業の継続が可能か心配している。

自家用有償運送は、本来タクシーが全てカバーできれば不要な制度だが、実際はどうしても空白地域は出てくる。

広島でもuber（ウーバー）タクシーなど運用されているが、タクシー業界は、今後大きな変革を求められると思う。いかに細かくニーズに対応できるかが重要となる。ITなど最新技術の導入への対応状況はどうなっているか。

→ (辻 委員) タクシー協会では、これまでの無線と配車アプリの併用で運用している。新型コロナウイルス感染症に係る特例として、現在9月末までタクシーでデリバリーを実施している。

また、先ほど述べたとおり、高齢者や障害者の輸送については、ジャパンタクシーの普及とユニバーサルドライバー研修を進めている。ジャパンタクシーは、これまでの車両の倍近い値段がするので、国の補助以外にも、東京都のように、自治体の補助があると普及のペースが早まるかと思う。

→ (張 委員) さわやかあ広島からこの制度に対する御意見を伺いたい。

→ (申請団体) 利用者の高齢化もあるが、サービス提供者であるドライバーも高齢化により減ってきており、このままでは3年もしないうちに継続できなくなるのではないかと危惧している。

採算を採ろうと思うとこの活動はできない。ボランティアの方は、ご自分の両親に十分できなかつたことをこの活動でやりたいといった思いで活動していただいております大変ありがたい。利益を上げるものではなく、利用者が気持ちよく利用でき、経済的負担を少しでも軽減していただけたらと思う。

この制度を実施する団体が増えることを願っており、依頼があれば広報にも協力したい。

→ (張 委員) 活動に参加される方は減っているのか。

→ (申請団体) ドライバーの高齢化が問題となっており、今回、運行管理マニュアルの基準年齢を75歳以下から80歳以下とする改正を行ったところである。後継のドライバー確保が課題である。

○ (堀田会長) これまでの話のとおり本制度には一定の制約があり、会員制の中で誰でも利用できるものではないという前提において、移送に特化したNPO団体等が増えてくれば福祉有償運送の利用も増えてくるかもしれないが、現状では、残念ながらさわやかあ広島の他に実施団体がいない状況である。

また、市社会福祉協議会から話もあったが、地域福祉活動の展開の中で、有償運送ではなく、障害者、高齢者等を地域の中で支援する動きが広がっていくこともあるかと思う。その際には、事故の補償の問題などボランティアであるための課題も出てくる。各種制度には、それぞれの課題がある。

公共交通においては、福祉車両や低床車両の導入などの整備も徐々に進んでいるかと思うが、その中でも公共交通にうまく合わない方がいることから、福祉有償運送制度は、そうした方をドアツードアで輸送できる小回りの利く制度であり、公共交通をカバーする一つの制度として求められているものと思う。

以上で協議会を終了する。

— 以上 —